

(10 面からつづく)

一級河川豊坂川改修事業の整備促進と一級河川将門川改修事業の再開を求める意見書

一級河川豊坂川は、常総市の南西部に位置し、東仁連川から分流し鬼怒川へ合流する河川である。当河川は、蛇行が甚だしく河床勾配も緩いため、流下能力不足によりしばしば増水しており、最近では、昨年 8 月末の集中豪雨により流域の市道の冠水や農地及び住宅地にも浸水被害をもたらしている状況である。

また、当河川流域の土地利用状況は近年変化しつつあり、国道 354 号や今後の鹿小路細野線の整備、さらには周辺の宅地化等により当河川への流入量の増大が予測されている。

なお、平成 7 年度から県単河川防災事業により河川改修が始まっているが、平成 20 年度末において全体計画延長 3.3Km のうち 1.0Km が整備され、進捗率は 38%にとどまっている。

河川改修事業も開始から既に 14 年が経過しており、現在の進捗率では事業の長期化が予想される。こうした状況のなか、地元住民も浸水被害の解消のため早期完成を切望しており、豊坂川改修事業がなお一層整備促進されるよう強く要望する。

一級河川将門川は、常総市国生地先から主要地方道土浦・境線を横断し鬼怒川へ合流する河川である。当河川も川幅が狭く、中上流部が未改修であるため大雨のたびに流域が増水し、県道、市道への頻繁な冠水と農地のほか住宅地も床下浸水するなど甚大な被害をもたらしている状況である。また、近年、上流域の下妻市千代川地区からの流入量も多くなってきている。

なお、平成 6 年度から総合流域防災事業により河川改修に着手し、平成 12 年度末で全体延長 2.5Km のうち、0.5Km が整備されている。その後、平成 13 年度に下流部の用地買収が難航したため、改修事業を休止し現在に至っている。

既に事業休止から 8 年が経過しており、ここ数年、集中豪雨等でしばしば増水し、住民生活に支障を及ぼしている。地域住民も浸水被害がなくなることを切望しており、将門川河川改修事業の再開を迅速に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 14 日

(提出先) 茨城県知事

常 総 市 議 会

一 決議されました 一

宅地課税証明書の偽造事件に伴う訴訟に係る求償債権の保全等に関する決議

宅地課税証明書の偽造事件に伴って、市が支払った損害賠償請求訴訟の和解に係る和解金及び当該訴訟に要した弁護士費用に関しては、偽造事件に関与した当事者らの違法行為によって市が被った損害と言えるもので、市が支払った全額を当事者らから回収すべきです。それにもかかわらず、事件に係る債務者の居所が不明であり、時効が間もなく到来するという理由で残余の求償債権を放棄することは、行政機関が保有する債権の管理方法として適切ではなく、市民への説明責任が果たせません。

よって、当該求償債権については、時効の中断等の措置を講じてこれを保全し、引き続き、債務者の所在を確認していくとともに、債権回収に努めていくことを強く求めます。

平成 21 年 12 月 14 日

常 総 市 議 会

違法埋立てに対する行政指導強化を求める決議

市では違法埋立て行為を防止するため、農地改良行為を廃止し、すべての埋立て行為は土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を適用したところである。

しかしながら違法埋立て行為は後を絶たない状況であることから、条例を無視し、行政指導を無視している違法行為に対して、市行政は毅然とした指導を求めることをここに決議する。

平成 21 年 12 月 14 日

常 総 市 議 会